

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1709

6 月 の 税 務

《も く じ》

- 1, 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月17日
- 2, 個人の道府県民税及び市町村民税の納付
(第1期分)
納期限…6月、8月、10月及び1月中
(均等割のみを課する場合にあつては6月中)において市町村の条例で定める日
- 3, 5月分源泉所得税の納付
納期限…6月11日
- 4, 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所得税)・法人住民税)
申告期限…7月2日
- 5, 1月、4月、7月、10月決算法人の3か月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- 6, 法人・個人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日
- 7, 10月決算法人の中間申告(法人税・法人事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…7月2日
- 8, 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…7月2日

◎税務のニュース

総務省／ふるさと納税／泉佐野市など4市町除外へ …2

◇中小企業経営者のための豆知識

奥さんを非常勤取締役にする その1

- ① 高額の役員報酬を支払える理由になる…3
- ② 贈与税・相続税対策になる …4
- ③ 社会保険料に加入できる …5

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

8 貸倒れに係る税務の取扱い

- (1) 法律上の貸倒れ …7
- (2) 事実上の貸倒れ …8

○青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○監査役 …11

■中小企業経営者のための経営・法律相談

◎配偶者居住権

1. 配偶者居住権 …13
2. 配偶者居住権の対象範囲 …13

◎配偶者短期居住権

1. 配偶者短期居住権 …16

▽中小企業経営者のための仕訳の実例

◎保管料の仕訳

1. 保管料とは
- (1) 保管料の定義・意味など …18
2. 保管料の決算等における位置づけ等
- (1) 保管料の財務諸表における区分表示と表示科目 …18

奥さんを非常勤取締役にする

その1

奥さんを役員にすることで得られる経済的メリットは、意外に大きいです。今回は奥さんを役員にするメリットを考えていきます。

家族経営の会社で、奥さんを役員にするよくあるパターンは、所得分散を図るための大きな理由です。

所得税は累進税率なので、高額所得になると、その分多く引かれます。そのため、社長一人で高額な役員報酬を受取るよりも、奥さんと分けて役員報酬をもらった方が、税率が抑えられる上、所得控除も二人分あるので、トータルの税金が安くなるというわけです。

例えば、社長一人で960万円の役員報酬があった場合、所得税と社会保険料の年間の合計額は1,920,588円（基礎控除だけで計算。以下、同じ）です。

一方、960万円の役員報酬を奥さんと二人に分散した場合、社長660万円、奥さん300万円の年間の所得税・社会保険料の合計は、年額1,650,232円となります。

$1,920,588円 - 1,650,232円 = 270,356円$ の削減効果があります。

奥さんを役員にするメリットは所得の分散だけではなく、実はそのほかにも、奥さんを役員にすることで、社長の手取り増やす経済的なメリットがあるのです。そのメリットとは、

- ① 高額の役員報酬を支払える理由になる
- ② 贈与税・相続税対策になる
- ③ 社会保険料に加入できる
- ④ 退職金を支給できる

などです。

それでは、一つずつ説明していきます。

- ① 高額の役員報酬を支払える理由になる

役員に就任してもらうことで、奥さんに高額な役員報酬を支払える名目ができます。

役員報酬は「業務の委任の対価」として受取れる性質のもので、必ずしも従業員のような給与体系となりません。1日8時間、1か月22日以上出勤しなくとも、業務の対価としてその報酬額に妥当性があるのなら、高額な役員報酬を支払っても、税務署から否認されることはないでしょう。

役員報酬額の妥当性とは「その委任された業務の対価として、社会通念上妥当であるか」ですが、次の基準で税務調査では判定されます。

- ・その役員の職務内容
 - ・法人の収益の状況
 - ・従業員の給与の支給の状況
 - ・同じような規模の同業他社の役員報酬の状況（同じような規模とは、売上が2分の1から2倍の範囲）
- など。

この基準をクリアすれば、高額な役員報酬を奥さんに支払っても問題ないのです。つまり、奥さんに役員になっていただくことで、高額な報酬を支払える正当な理由を得ることができるのです。

② 贈与税・相続税対策になる

奥さんが専業主婦の場合、収入を得る手段がありません。そのため、奥さん名義の資産であっても、社長の相続税の申告時に、亡くなった社長の遺産であると税務当局からみなされかねないのです。

ちなみに、相続税でよく問題となるのは、奥さんへの名義預金です。名義預金は、名義は奥さんの預金ですが、実質、被相続人（社長）の預金とみなされてしまうものをいいます。相続税の税務調査では、とくに名義預金があるかどうか調べられ、もし名義預金が見つければ（意図的でないにせよ）相続税が課せられます。

相続税で税務調査が入る割合は、10件に3件といわれ、その内、修正申告を求められるのは85%にもなります。つまり、税務調査に入られる段階で、ほぼ追加の相続税が課せられることになるのです（要するに調査済みで、税務署は確信があって入っているということです）。

名義預金になったケースで、次のような事例がありました。

専業主婦である奥さんは、被相続人である社長から生前に生活費を受け取っていて、余りを預金に入れていました。結婚していた期間が長かったため、金額は数千万円にも上っていました。

専業主婦である奥さんが自分の稼ぎで、数千万円もお金を貯められることは不可能なので、預金の名義は奥さんでも、実際は夫（社長）の財産とみなされてしまったのです。その結果、奥さんの預金は、被相続人（社長）の財産となり、相続税が課せられることになりました。

日本の相続税の場合、たとえ夫婦でも、別々の所有者の財産として認識されるので、名義預金のような問題が起こります。

奥さんの財産と認められるのは、以下のようなものです。

- ・奥さん自身の給与
 - ・奥さんの実家からの持参金
 - ・奥さんの親からの相続財産
- ですから、奥さんを役員にしておくことは、相続税の対策になるのです。

また、贈与税の対象にもなりかねないことも問題です。役員報酬を得ることで、自分で資産を形成する手段が備われば、このような難癖付けられることを避けることができるのです。

③ 社会保険料に加入できる

奥さんが専業主婦の場合、年金保険料は旦那さんである社長が負担しています。これが役員報酬をもらうことになると、給与から社会保険料として天引きされます。つまり、奥さんの将来の年金が、国民基礎年金に加え、役員報酬の額によって、報酬比例部分として上乘せされます。専業主婦の状態より、老後の年金が手厚くなるのです。

では、奥さんを役員にすることで、会社の負担はどうなるのでしょうか。

ご存知のように、役員は従業員と違い、雇用保険・労災保険の適用がありません。よって、その分は、会社に負担は生じません。また、社会保険料は労折半ですが、会社負担分は、福利厚生費として損金にできます。

以上のように、会社としても奥さんを役員にする経済的メリットはあるわけです。

ちなみに、奥さんを「非常勤役員」にした場合は、社会保険料は適用されません。そのため、奥さんを非常勤役員にして、帯単位の手取り収入を増やす方法も考えられます。

では、「常勤」と「非常勤」の違いとは何でしょうか。

実は、明確に「こうです」と定義されてないのが実情です。ならば、社会保険に適用されるかどうか、どこで判断されるのかというと、「実態」です。実態が、単に名目上の役員で権限がなかったり、実質的に勤務実態がなければ、被保険者とはなりません。

ただし、ここからが大事なのですが、非常勤役員に当てはまるか、それとも常勤役員にみなされるかは、具体的な例をもって、管轄の年金事務所に聞いた方が確実です。

明確な基準がないだけに勤務日数が少なくても、指揮監督権があると判断されれば（その人の指示がないと現場が回らないなど）、常勤役員とみなされる可能性もあるそうです。「可能性もある」というあいまいな表現になるのは、総合的な条件で判断されるので、勤務日数も一つの要件に過ぎないからです。

常勤役員と非常勤役員の線引きは

- ・勤務日数（何日以下や何時間以下ではない）
- ・役員の報酬（報酬の多寡ではない）
- ・指揮監督権
- ・役員会議への出席の有無
- ・その他の会社の役員を兼務しているかなどによって総合的に判断されるようです。

上述したように基準があいまいなので、役員報酬が多額であっても出勤日数が少なく指揮監督権がないとみなされれば非常勤役員とみなされることもあります。その逆に、役員報酬が月5万円程度でも、勤務日数が多かったり、指揮監督権があると判断されたりすれば、常勤役員とみなされてしまいます。

非常勤役員だと思ったのに、常勤役員と認定されたら目も当てられません。非常勤役員として社会保険に加入させていなかった役員が社保調査（年金事務所や会計検査院による社会保険調査）などで、「実態として常用的使用関係が認められるため非常勤といえない」と判断されれば、そこから2年間さかのぼって加入され保険料を徴収されることになるので、実態の伴わない非常勤役員への変更はやめておきましょう。

非常勤役員が社会保険の加入資格を喪失すると、「国民健康保険」と「国民年金」に加入しなくてはいけなくなります。

ただそれでは、社会保険から国民健康保険に移行しただけですので、何の節減にもなりません。むしろ保障は少なくなり、市町村によっては保険料も高くなります。そこで、非常勤役員の報酬を130万円未満に設定します。60歳以上は180万未満ですので、混同しないように気をつけて下さい。

このようにすることで、社長の「被扶養者（第三号被保険者）」となり、社会保険料の負担が少なくなるのです。

奥さんを非常勤役員にすることで得られる2つのポイント

- ・奥さんや親を扶養に入れることで、健康保険は「被扶養者」になる。
- ・国民年金は「第三号保険者」になる。

この分だけ保険料の負担がなくなります。

注意したいのが、「扶養」についての定義です。「社会保険上の扶養」と「税金上の扶養」は、それぞれ違います。

社会保険上の扶養は次の図の通りです。

- ・社会保険上の扶養

社会保険上の被扶養者の収入基準	
60歳未満	60歳以上
月額108000円以下である	月額150000円以下である
年収130万円未満である	年収180万円未満である
被保険者の収入の2分の1未満である	被保険者の収入の2分の1未満である

- ・税金上の扶養

給与収入が103万以下で扶養親族になります。納税者と生計を一にしているなどの要件を満たしている必要がありますが、「扶養者」には38万円の控除枠があります。

以上のことから、親族役員を「常勤」から「非常勤」にして、さらに年収を103万以下にすれば、「税金」も「社会保険料」もかからないことになります。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

8 貸倒れに係る税務の取扱い

貸倒れとは、取引先が倒産して売掛金、貸付金などの回収ができなくなることで、このような貸倒れによる損失は、法人税法上、損金として計上することができます。

しかし、「貸倒れ」の判断は、会社の主観に依るところが大きいため、実務においては貸倒損失の計上の可否について、税務当局との間で争いになることがあります。

そこで、法人税基本通達において、その金銭債権が貸し倒れたかどうかの判断基準として次の3つの基準を設けています。

- (1) 法律上の貸倒れ
- (2) 事実上の貸倒れ
- (3) 形式上の貸倒れ

これら3つの基準により、その金銭債権の回収不能額を貸倒損失として法人税の課税所得の計算上、損金として計上できるかどうかを判断することになります。

それでは、それぞれの基準について確認していきます。

(1) 法律上の貸倒れ

まず「法律上の貸倒れ」について、法人税基本通達9-6-2においては次のように規定しています。

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れれとして損金の額に算入する。

- ・会社更生法の規定による更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定、会社法の規定による特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- ・法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定（債権者集会など）で切り捨てられることとなった部分の金額
- ・債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

「法律上の貸倒れ」は、会社更生法、民事再生法などの法的な手続きにより切り捨てられた部分や債権者集会など第三者の協議によって切り捨てられることとなった部分、そして、債務超過の状態が相当期間継続しているような会社に対して書面により債務免除した金額について法律上債権が回収不能となった事実を根拠に貸倒れを認めています。

「法律上の貸倒れ」のうち、会社更生法などの手続きや、債権者集会などによる切捨てについては恣意的な判断が入る余地のない手続きにより債権の切捨てが行われますが、債権者の書面による債務免除については、債権者が任意に債権を免除するものであり、恣意的な判断が介入する可能性があります。

仮に、債権者である法人が支払能力のある債務者に対して債務免除を行った場合には、その債務者に対して贈与をしたものとして「寄附金」になる可能性がありますので注意が必要です。

貸倒損失を計上するために、安易に債務免除通知を発行するのは避けたほうが無難です。

(2) 事実上の貸倒れ

「事実上の貸倒れ」について、法人税基本通達9-6-2においては次のように規定しています。

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、その明らかになった事業年度において貸倒れれとして損金経理をすることができる。

この場合において、当該金銭債権について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れれとして損金経理をすることはできないものとする。

「事実上の貸倒れ」の要件は、以上の通り、「債務者の資産状況、支払能力等からみてその金銭債権の全額が回収できない場合」となっています。

これは、法的には債権として存在していますが、経済的にみると金銭債権が無価値になり、消滅したものであると考えられるため、その経済的実質に着目し貸倒れとして認められることとなります。ただ、この「事実上の貸倒れ」は、「法律上の貸倒れ」のように客観的に判断できるわけではないので、その事実認定に問題が生じることがあります。

例えば、判例においては、以下の場合に貸倒損失として計上できるといっています。

- ・破産、和議、強制執行等の手続きを経たが債権全額の回収ができない場合
- ・債務者において事業閉鎖、死亡、行方不明、刑の執行等により、債務超過の状態が相当期間継続し、他から融資を受けることもできず、事業の債権が見込めない場合
- ・債務者の資産・負債の状況、事業の性質、経営手腕、信用、債権者による回収の努力・方法、債務者の態度を総合勘案して回収不能が明らかである場合

また、「事実上の貸倒れ」については、法的には債権が存在しているため、法人が貸倒れの意思を表すため損金経理（決算書上で費用又は損失として計上する）が要件になります。「法律上の貸倒れ」については、損金経理せず、申告調整でも損金算入できますが、この貸倒れについては、申告調整による損金算入はできません。

なお、「事実上の貸倒れ」については、金銭債権に担保物がある場合、その担保物を処分した後でなければ、いくら貸倒れになるかわからないため、貸倒損失を計上することはできません。

(3) 形式上の貸倒れ

次に、「形式上の貸倒」について、ご説明していきます。

「形式上の貸倒れ」については、法人税基本通達9-6-3において、次のように規定しています。

債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理をしたときは、これを認める。

- ・債務者との取引(※)を停止した時（最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時）以後1年以上経過した場合（当該売掛債権について担保物のある場合を除く。）
- ・法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

(※) 取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいうのであるから、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はない。

この「形式上の貸倒れ」の注意点は、この貸倒れの対象となる債権は、金銭債権ではなく、「売掛債権」だということです。つまり、売掛金、受取手形などの売掛債権が対象になり、貸付金などの金銭債権は、「形式上の貸倒れ」の対象にはならないということです。

また、この「形式上の貸倒れ」も「事実上の貸倒れ」と同様、損金経理（1円の備忘価額を残して）しなければ損金に算入できません。さらに、この「形式上の貸倒れ」については、実務上、ちょっとした疑問が残ります。それは、残ってしまった1円の備忘価額をどのように処理するのかということです。

1円の備忘価額について、貸倒れ計上後どのように処理したら良いかですが、その前にまず、なぜ税務は備忘価額を残すことを要求しているのでしょうか。備忘価額を残すことなく全額を貸倒れとして処理してしまえばこのような実務上の疑問も生じず、1円というあってもなくても同じような金額を帳簿上残しておく必要もありません。

しかし税務では、備忘価額を残すことを条件に債権の貸倒れを認めているのです。それは、この「形式上の貸倒れ」の対象となる債権については、未だ回収できる見込みがあるからです。「法律上の貸倒れ」「事実上の貸倒れ」については、その対象となる金銭債権が、法律上もしくは実質的に回収不能となったことに基づいて貸倒れ処理を認めているものです。

つまり、「法律上の貸倒れ」「事実上の貸倒れ」は、金銭債権が何らかの理由で消滅した事実に基づいて処理するのに対し、「形式上の貸倒れ」は、債権は消滅しておらず、1年もしくは取立が経済的に成り立たないという執行上便宜的に定めた基準によって認められているものです。

このように「形式上の貸倒れ」については、いまだ債権を回収できる見込みがあり、仮に債権のすべてを貸倒れ処理してしまうと、簿外資産が生じてしまうため、備忘価額を計上する必要があるのです。

そのように残されていった備忘価額を貸倒損失として消去する為には、やはり、法律上、経済的実質上、その債権を回収する見込みがなくなると消去することはできないと考えられます。つまり、その債権について「法律上の貸倒れ」「事実上の貸倒れ」の要件を具備するような状況にならない限りは備忘価額を残しておかなければならないと思われま

◆◇ま と め◇◆

1 法律の規定による貸倒れに関する損金算入

法人がもつ金銭債権について会社更生法等の事実が発生し切り捨てられることが決定した場合には、その金銭債権はその時点で消滅したことになるので、その切り捨てられることとなった事業年度において、損金経理を要件とせずに強制的に損金算入されます。

2 事実上回収不能の金銭債権の処理

債務者の資産状況、支払能力等からみて全額が回収不能であることが明らかになった事業年度において損金経理を行ない、損金算入することができます。

この回収不能が明らかになった事業年度において貸倒れ処理することは、会社法や企業会計上の考え方であり、これを利益操作に利用することは公正妥当な会計処理とは認められません。

3 一定期間取引がない場合の貸倒れ処理

この場合の対象になる金銭債権は、営業活動により生じた売掛金や未収入金に限られます。

したがって、たまたま行なわれた固定資産の譲渡による未収入金、貸付金や未収利息などは対象になりません。

青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○監査役 | 会社の会計監査と業務監査を行う株式会社の機関

監査役とは、取締役および会計参与の職務執行を監査し、健全かつ適正な企業経営を実現する役割を担っている役員のことです。取締役と同じく、3人以上の監査役がいれば監査役会という機関を設置できます。

監査役の3つのポイント

- ・ 監査役は、取締役の職務に不正がないかを独自調査し、取締役会および株主総会で報告したり、不正行為の差し止めに請求したりできる権限を持つ。
- ・ 取締役会を設置していなければ、監査役も置かなくてもよい（非公開会社）。取締役会を設置している会社でも、会計参与が設置されていれば、監査役を置かなくてもよい（大会社を除く）。
- ・ 監査される側の会社の取締役や従業員、子会社の取締役、執行役、監査役、従業員は、監査役になれない。

取締役会においては取締役が職務について報告し、不正や違法行為が起らないよう相互にチェックします。しかし、慣れ合いなどによって取締役会が正常に機能しないリスクに対処するため、取締役の職務執行を監査する役割として、監査役が設けられています。監査役の具体的な権限は、以下のようなものです。

- ・ 取締役などから事業の状況報告を受ける
- ・ 事業の状況について独自に調査する
- ・ 取締役会や株主総会で監査結果を報告する
- ・ 取締役の不正行為の差し止めに請求する

監査役を選任するには、株主総会での決議と、選任された人の承諾が必要です。監査役の任期は4年で、10年まで延長できます。ただし、定款でその旨を定めてあること、譲渡制限会社であることの両方を満たさなければなりません。

現行の会社法においては、比較的自由的な組織設計が可能です。非公開会社の場合、取締役会の設置も任意となっているため、監査役においても実効性がともなわれないと判断される場合には、監査役を設置する必要がありません（取締役会を設置しなくても、監査役を置くことはできます）。ただし、公開会社の場合は取締役会の設置が義務づけられており、一部の例外を除いて、監査役も必ず設置しなくてはなりません。

中小企業経営者のための

経営・法律相談

配偶者居住権

事例

2018（平成30）年7月、相続に関する民法の改正がなされ、「配偶者居住権」という権利が創設されたと聞きました。どのような権利なのでしょう。

◇アドバイス◇

相続開始時に被相続人所有の建物に居住する配偶者が、相続開始後、終身その建物を使用することができる権利です。今般の民法改正により新たに定められました。2020年7月12日までの政令で定める日に施行されます。なお、同時に配偶者が短期間居住できる仕組みも設けられています。

◆◇解

説◇◆

従来、自宅はあるけれども、ほかにはめぼしい相続財産がないというケースでは、他の相続人に対する代償金を支払うための現金や預貯金がないために、配偶者が自宅を相続することができず、自宅を手放さざるを得ない（そのために転居を強いられる）という状況が生じることがありました。また、自宅を配偶者以外の者に相続させるとの遺言があるケースにおいて、自宅を相続した相続人から立ち退きを求められると、配偶者は立ち退かざるを得ないこととなっていました。

しかし、高齢者が住み慣れた自宅を離れることは、精神的にも肉体的にも負担が大きく、このような事態が生じないようにする必要があります。そこで、配偶者居住権の制度が創設されました。

配偶者居住権は、相続開始のときに居住していた配偶者に認められる権利です。①遺産分割、②遺贈・死因贈与、③家庭裁判所の決定のいずれかによって成立します。ただし、被相続人が相続開始の時に居る建物を配偶者以外の者と共有していた場合には認められません。

居住建物の所有者は、配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負います。

配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間です。

1. 配偶者居住権

「配偶者居住権」とは、被相続人（亡くなった人）の配偶者が相続開始時に被相続人の持ち家に住んでいた場合、相続開始後にその家を他の相続人等が取得しても、被相続人の配偶者が引き続き無償で使用（居住）したり、人に貸して家賃収入を得たりすること（ただし、人に貸す場合には居住建物を取得した相続人の承諾が必要です）ができるとする権利のことです。

後述する配偶者短期居住権と区別するために、配偶者居住権のことを「長期居住権」と呼ぶこともあります。

2. 配偶者居住権の対象範囲

配偶者居住権は、建物の全部に及びます。

居住部分以外に、店舗として使用していた部分や、人に貸して家賃を得ていた部分がある場合でも、居住部分だけでなく建物全体について、配偶者居住権に基づき使用及び収益をすることができるのです。

3. 居住建物の利用方法

基本的には、相続開始前と同じ利用方法でなければなりません。相続開始前に住居として利用していた部分は、引き続き住居として利用しなければなりません。店舗や賃貸物件として利用していた部分は、引き続き同じ利用方法で利用するほか、住居として利用することもできます。

従前の用法	配偶者居住権に基づく用法として許されるもの
住居部分	住居
店舗部分	店舗又は住居
賃貸部分	賃貸物件又は住居

なお、所有権者が認める場合は、上表以外の用法でも構いません。

4. 配偶者の注意義務

配偶者の居住建物の使用及び収益には、善良な管理者の注意をもってこれを行うことが求められています。善良な管理者の注意とは、平たく言うと、人の物を使わせてもらうに当たって一般的に求められる注意のことです。

したがって、配偶者が居住建物を使用及び収益する際も、自分の家を使うときよりも注意深く扱う義務があるでしょう。

5. 配偶者居住権のメリット

配偶者居住権は、前述の通り、現行法にはなく、改正法によって新たに創設された権利です。

それでは、現行法下では、被相続人の死後、配偶者が被相続人の持ち家に住み続けたい場合は、どうすればよいのでしょうか。

この点、通常は、被相続人の持ち家を配偶者が相続することが考えられます。しかし、遺産総額に占める家の価額割合が高ければ、家の取得者が他の相続人に代償金を支払わなければならないケースがあり得ますが、代償金を用意することができなければ、家を取得することができません。

例えば、相続人が妻と子のケースの場合で、遺産総額が14,000万円で、そのうち、自宅が10,000万円であったとします。

それぞれの法定相続分は2分の1、つまり、7,000万円なので、妻が10,000万円の自宅を相続する場合は、子に3,000万円（10,000万円－7,000万円）の代償金を支払う必要があります（子が代償金を不要だと言う場合には支払う必要はありません）。

妻が3,000万円を用意できない場合は、妻は自宅を相続することはできず、自宅に住み続けることはできません。一方、配偶者居住権を活用すれば、このような場合でも、妻は自宅に住み続けることができます。なぜならば、配偶者居住権の価額はその不動産の価額（配偶者居住権の負担のついていない場合の不動産そのものの価額）よりも低く算定されやすいからです。

前述の例で、配偶者居住権の評価が4,000万円だったとすると、配偶者の相続分は7,000万円なので、配偶者は、配偶者居住権を利用して自宅に住み続けられるうえに、自宅以外にも3,000万円相当の遺産を相続することができます。

しかし、配偶者居住権の価額は、不動産の価額と同じになってしまうこともあり、その場合は、配偶者居住権を利用する意味がほとんどなくなってしまいます。

6. 配偶者居住権の評価方法

遺産分割時の配偶者居住権の価額の算定方法は、共同相続人等の当事者間で合意すればどのように算定しても構いません。協議や調停で合意に至らなかった場合は、審判で価額を決めることになります。

自民党税制調査会において財務省が説明したところによれば、具体的な計算方法は次のようになります。

① 配偶者居住権（建物）

建物の相続税評価額 — 下記②

② 建物所有権

$$\text{建物の相続税評価額} \times \frac{\text{法定耐用年数(非事業用)} - \text{築年数} - \text{居住権の存続年数} \times 1}{\text{法定耐用年数(非事業用)} - \text{築年数}} \times \frac{\text{存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率}}{1}$$

③ 配偶者居住権（敷地に対する権利）※2

土地の相続税評価額 — 下記④

④ 土地所有権

土地の相続税 × 存続年数に応じた民法の
評価額 × 法定利率による複利現価率

※1：存続年数は、配偶者の平均余命年数を上限とします。

※2：敷地に対する権利は、小規模宅地等の特例の対象とします。

7. 配偶者居住権の取得方法

配偶者居住権は相続開始により当然に生じる権利ではなく、配偶者居住権を取得するためには、遺贈（遺言によって財産や権利を与えられること）や遺産分割によって権利を与えられなければなりません。

持ち家がある人が、配偶者よりも自分が先に他界した場合に、配偶者に配偶者居住権を取得させたいと思う場合は、その旨を記載した遺言書を残します。

8. 建物取得者が第三者に譲渡した場合

配偶者居住権に基づき使用収益している建物について、その建物の取得者が第三者に建物を譲渡したり、所有者の借金の形に差し押さえられてしまった場合、登記を備えていれば明け渡さなくてよいですが、登記を備えていなければ明け渡さなければならない場合もあります。

所有権の登記とは別に、配偶者居住権の登記を設定することができるのです。

配偶者居住権の登記は所有者が（通常は司法書士に依頼して）行いますが、配偶者居住権者は所有者に登記をするように請求することができ、所有者は請求を受けたときは従わなければなりません。

9. 配偶者居住権の期間

配偶者居住権の期間を定めていない場合は、権利取得者である配偶者が亡くなるまで、その権利は存続します。権利者である配偶者が亡くなると配偶者居住権は消滅します。

10年間とか20年間とか任意の期間を定めることもできます。期間を定める場合は、遺言書や遺産分割協議書等に期間を記載します。期間満了前に権利者である配偶者が亡くなった場合は権利は消滅します。

なお、配偶者居住権を譲渡することはできません。

10. 配偶者居住権と相続税対策

配偶者居住権は相続税対策として活用できる可能性があります。

例えば、相続税評価額が10,000万円の不動産について、配偶者居住権を設定せずに親から子に相続するケースと、配偶者居住権を設定して相続するケースについて比較します。

まず、配偶者居住権を設定しないケースから説明します。

夫、妻という順番で亡くなったとすると、この不動産の所有者は、夫→妻→子という順番で相続するケースと、夫が亡くなった時に妻ではなく子に直接相

続させるケースが考えられます。

夫→妻→子では、夫から妻に相続した時には相続税の配偶者控除によって相続税がかからない可能性があります。妻から子に移転した際には、この不動産の相続税評価額である10,000万円全額が課税価格に含まれます。

夫→子のケースでも同様に10,000万円全額が課税価格に含まれます。

それでは、配偶者居住権を設定したケースではどうでしょうか。

配偶者居住権の価額が6,000万円で、配偶者居住権付所有権の価額が4,000万円だったとします。そうすると、妻には6,000万円が課税価格に含まれますが、配偶者控除内であれば相続税はかかりません。また、子については4,000万円が課税価格に含まれます。そして、妻が亡くなると配偶者居住権は消滅し、子の所有権からは制約が外れることとなります。

妻が亡くなった時に、子の所有権から配偶者居住権が外れることによって、子の財産の価額は6,000万円分増加しますが、この増加分を相続税の課税対象とすかどうかについては、課税対象としないのであれば、相続税対策として有効な手段となり得ると考えられます。

配偶者短期居住権

改正法によって創設された配偶者の居住権に関する規定は、配偶者居住権だけではありません。配偶者短期居住権も新たに創設されました。

1. 配偶者短期居住権

「配偶者短期居住権」とは、相続開始時に被相続人の持ち家に無償で住んでいた配偶者は、一定期間、その家を無償で使用することができるとする権利のことです。

現行法下では、配偶者はどうしていたかということ、配偶者短期居住権に相当する規定はないのですが、使用貸借の合意（ただで使っていいよという合意）を推定するという判例があり、これにより、少なくとも遺産分割が終わるまでは、居住することができます。権利の根拠が判例による合意推定だけでは権利としての安定性に欠けますし、居住建物が遺贈された場合など、使用貸借の合意があつと推定するには無理があるケースもあり得ます。そこで、改正法では配偶者の権利として、明文化されることになったのです。

なお、判例による合意の推定は、配偶者だけでなく、被相続人の持ち家に同居している他の相続人についても同様に扱われます。

改正法の対象は、配偶者のみなので、他の同居相続人については、引き続き判例の法理により、遺産分割終了までの間、居住することができるものと思われます。

2. 居住建物の対象範囲

配偶者短期居住権の対象は、居住部分のみです。長期居住権のように、店舗や賃貸部分は対象となりません。また、使用に当たっては、長期居住権と同様、善良な管理者の注意が求められます。

3. 配偶者短期居住権の評価

配偶者短期居住権は、長期居住権と違って、権利の価額はゼロで計算します。遺産分割においても、相続税の算定においても、ゼロで扱います。

つまり、配偶者短期居住権を取得したからといって、その分、遺産の取得分が減ってしまうことはありませんし、相続税がかせられることもありません。

4. 建物取得者が第三者に譲渡した場合

配偶者短期居住権は、長期居住権と違って、登記を設定することはできません。したがって、居住建物取得者が事情を知らない第三者に譲渡した場合は、その第三者に権利を主張することは難しいと考えられます。

5. 配偶者短期居住権の期間

① 発生

配偶者短期居住権は、相続開始時に発生します。長期居住権のように、遺言や遺産分割によって権利を取得させる必要はありません。

② 消滅

配偶者短期居住権の終了期間は、その建物が遺産分割の対象となるかどうかで異なります。

遺産分割の対象となる場合の期間は、相続開始から6か月か遺産分割によりその建物を取得する人が決まった日のどちらか遅い方です。例えば、1月1日に被相続人が亡くなった場合、7月1日で相続開始から6か月が経過します。

遺産分割協議がまとまり、その建物を取得する人が決まった日が7月1日以前であれば、配偶者短期居住権の期限は7月1日ですが、7月1日より後であれば、その日が期限になります。

遺産分割の対象とならない場合（遺言で当該建物の取得者が指定された場合など）は、居住建物取得者が配偶者短期居住権の消滅の申入れをした日から6か月後が期限になります。

期限前でも次の事由があった場合は、権利が消滅します。

- ・ 配偶者の死亡
- ・ 居住建物取得者から当該配偶者への消滅の意思表示
- ・ 配偶者居住権（長期居住権）の取得

居住建物取得者から配偶者短期居住権の消滅の意思を表示することができる場合は、配偶者が居住以外の用途に建物を使用していたり、善良な管理者の注意義務に違反したような場合です。

また、長期居住権を取得した場合は、短期居住権は不要になるので、消滅します。長期居住権同様、居住権を譲渡することはできません。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎保管料の仕訳

1. 保管料とは

(1) 保管料の定義・意味など

保管料とは、商品や製品などの保管を倉庫業者などに委託した場合に発生する倉庫使用料、預かり料などの費用を処理する費用勘定をいう。

(2) 保管料の別名・別称・通称など

◇保管費・倉敷料

保管料は保管費又は倉敷料ともいう。

(3) 保管料の範囲・具体例

- ・貸金庫
- ・自社内で商品などを保管するための費用

(4) 他の勘定科目との関係

・賃借料

商品を保管するため倉庫を賃借する場合の賃借料は、保管料として処理してもよい。

・運送料

商品を運送する際、一時的に運送会社に商品を預かってもらうことがあるが、この場合に発生する保管料は、金額が多額で継続的なものでなければ、運送料に含めて処理してもよい。

2. 保管料の決算等における位置づけ等

(1) 保管料の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業損益の部
> 販売費及び一般管理費 > 保管料

(2) 区分表示

◇販売費及び一般管理費

保管料は販売費及び一般管理費に属するものとして表示する。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

(販売費及び一般管理費の範囲)

第八十四条 会社の販売及び一般管理業務に関して発生したすべての費用は、販売費及び一般管理費に属するものとする。

金融庁総務企画局 『「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について』

84 規則第84条に規定する販売費及び一般管理費に属する費用とは、会社の販売及び一般管理業務に関して発生した費用例えば販売手数料、荷造費、運搬費、広告宣伝費、見本費、保管費、納入試験費、販売及び一般管理業務に従事する役員、従業員の給料、賃金、手当、賞与、福利厚生費並びに販売及び一般管理部門関係の交際費、旅費、交通費、通信費、光熱費及び消耗品費、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、不動産賃借料及びのれんの償却額をいう。

3. 保管料の会計・簿記・経理上の取り扱い

◇取引の具体例と仕訳の仕方

倉敷料とは保管料ともいい、倉庫業者に支払う商品・製品等の保管委託料を処理する勘定である。

1 倉敷料を支払ったとき

例題 ㈱Y倉庫に、本月分の倉敷料50万円を現金で支払った。

倉敷料	500,000	現金	500,000
-----	---------	----	---------

2 長期倉敷料を支払ったとき

例題 長期倉敷料を支払うことにより、相当割引を受けることができるので、期首に向こう3年分の倉敷料900万円を小切手で一括払いした。決算日は3月31日である。

4/1	倉敷料	9,000,000	当座預金	9,000,000
3/31	長期前払費用	6,000,000	倉敷料	6,000,000

★ポイント★ 支払日から1年以内に役務の提供を受ける場合には、前払費用の計上を省略できるが、上記のケースはそれができない。

4. 保管料の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分

課税取引

消費税法上、保管料は原則として課税取引に該当し、仕入税額控除の対象となる。ただし、外国貨物の保管料は免税取引として消費税が免除される。